

令和2年4月27日

新型コロナウイルス禍による災害見舞金給付及び組合費の免除について（案）

第1回理事会第6号議案において山本理事長から提出された本件について審議を行った結果、下記2点についていずれも承認された。

1、新型コロナウイルス禍による災害見舞金給付について

新型コロナウイルス禍の最前線に立つ県内の医療従事者専用の保育機関に見舞金の給付を行う。

- ・財源：組合災害見舞金口座
- ・支出予定金額：500,000円

〔 福山市民病院/東広島医療センター/広島市立舟入市民病院/
庄原赤十字病院/呉共済病院 各10万円ずつ 〕

2、新型コロナウイルス禍による組合費の免除について

- ・対象：3か月分の組合費
- ・対象者：組合員全員
- ・免除方法：

毎月25日に支部口座から、3か月分組合費を徴収しない。但し直轄支部については、5月末に送付する組合費徴収案内における免除の通知を行う。

- ・決裁方法：定款第42条3項に従い、総代会において議決を行う。

3、各支部に対する要請事項

●支部会費の免除

免除期間は、支部会費のうち少なくとも県組合費部分（1,200円）は徴収しないこと。